

【流山市立西深井小学校】部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。

本校では、自らの資質や能力を向上させたり、学級、学年を越えた児童同士のふれあいの中で、助け合う心情を養ったりすることで、より充実した学校生活を送ることを目的として、部活動を実施していく。

2 部活動の種類

【運動部】

- ・陸上部
- ・ミニバスケットボール部

【文化部】

- ・吹奏楽部

3 休養日及び活動時間等

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

- ①練習時間は、原則1時間程度とする。
- ②午後の練習は4～10月の期間中のみの実施とし、活動時間は16:30までとする
- ③原則として、週に一度、休養日を設定する。
- ④土曜日や日曜日に練習は行わない。
- ⑤長期休業中の練習については、原則2時間程度とする。

4 その他

- ・部活動担当者会議を適宜設定し、練習内容について、共通理解を図る。
- ・活動日や内容については、毎月末の「部活動予定表」を通して家庭に連絡する。
- ・活動の際は、常に複数の教員で指導に当たり、児童の健康面や安全面に十分配慮し、事故発生時は学校事故対応マニュアルに基づき、対応に当たる。
- ・暑さ指数(WGBT)が「警戒」以上の時は、学校長と相談の上、練習内容を変更したり、中止したりする。